

昭和二十一年憲法

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを宣言し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのである。平和を愛する諸國民の公正と信義に依頼して、われらの安全と生存を保持しようとした決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとも努めてゐる。國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであつて、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基くものである。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、國会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に關する行為のみを行ひ、國政に關する權能を有しない。

第五条 皇室典範の定めるところにより、その規定を認証すること。

第六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七条 天皇は、國会の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十一条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第三十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は、法律の定めるところにより、その國事に關する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより、その國事に關する行為を委任する。

第六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第三十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第五条 皇室典範の定めるところにより、その國事に關する行為を委任する。

第六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第三十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

国及びその機關は、宗教教育その他のいかなる宗敎的活動もしてはならない。

第五条 皇室典範の定めるところにより、その國事に關する行為を委任する。

第六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十二条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十三条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十四条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十五条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十六条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十七条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第二十九条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第三十条 天皇は、内閣の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又は他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受けたる権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての証人に對して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事

上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 国会は、國權の最高機關であつて、且つ理由となつてゐる裁判を受いたときには、法律の定めるところによる。

第四十二条 国会は、衆議院及び參議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 両議院は、全國民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。

但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。

但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めることとはできない。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めるこ

ができる。効力を失ふ。

第五十五条 両議院は、各々その議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができる。

両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができる。

両議院が、衆議院の可決した予算を受ける争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十七条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができる。

両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、

衆議院が、両議院の協議会を開くことを求める

ことを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内

に、議決しないときは、衆議院は、参議院がそ

の法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなけれ

ばならない。

予算について、参議院で衆議院と異なる議

決をした場合に、法律の定めるところにより、

両議院の協議会を開いても意見が一致しないと

き、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受

け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日

以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国

会の議決とする。

第六十二条 条約の締結に必要な国会の承認につ

いては、前条第二項の規定を準用する。

第六十三条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところによ

り、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でな

ければならない。

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から

国会の議決で、これを指名する。この指名は、

他のすべての案件に先だって、これを行ふ。

衆議院と参議院とが異なる指名の議決をし

た場合に、法律の定めるところにより、両議院

の協議会を開いても意見が一致しないとき、又

は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の

期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議

決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、國會議員の中から選ばなければならない。

内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

第七十四条 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。

第七十五条 外交關係を処理すること。

第七十六条 国務を掌理すること。

第七十七条 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

第七十八条 預算を作成して国会に提出すること。

第七十九条 この憲法及び法律の規定を実施するため、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

第八十条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第八十一条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第八十二条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第八十三条 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。裁判官は、その良心に従ひ独立してその職權を行ひ、この憲法及び法律のみ拘束される。

弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、関する事項について、規則を定める権限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定される場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初め行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に関する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律でこれを定める。

達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

最高裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任命を必要とする。

この憲法及び法律の定める年齢に達した時には退官する。

最高裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任命を必要とする。

この憲法及び法律の定める年齢に達した時には退官する。

最高裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任命を必要とする。

この憲法及び法律の定める年齢に達した時には退官する。

最高裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任命を必要とする。

この憲法及び法律の定める年齢に達した時には退官する。

最高裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任命を必要とする。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

第八十八条 すべて皇室財産は、國に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

後年に国会の承諾を得なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

第九十一条 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこの規定を定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の史員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選舉する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九章 改正

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができる。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

日本国が施行するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

この憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

この憲法を施行するためには、必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並び

第一百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するためには、必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並び

にこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第一百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第一百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。